

B&G 高遠海洋センターに関する
サウンディング型市場調査
実施要領

令和7年7月

長野県伊那市 生涯学習課

B&G 高遠海洋センターに関するサウンディング型市場調査
実施要領

令和 7 年 7 月
長野県伊那市 生涯学習課

1 調査の背景

B&G 高遠海洋センターは、昭和 62 年に高遠湖畔に艇庫が建設され、市職員がインストラクターを務め、管理運営を行ってきましたが、民間事業者等の有するノウハウを活用した指定管理者による運営に移行する前段として調査を行います。

2 調査目的

本調査は、市場性の有無の確認、料金設定、民間事業者による活用アイデアや意向などについて聴取する事業発案段階における「マーケットサウンディング型市場調査(以下「調査」という。)」として行い、指定管理者制度の募集要項、業務仕様書の参考にすることを目的としています。

3 調査の名称

B&G 高遠海洋センターに関するサウンディング型市場調査

4 B&G 高遠海洋センターの概要

(1) 施設の概要

施設名称	B&G高遠海洋センター
設置条例	伊那市海洋センター条例（平成18年 3 月31日 条例第187号）（以下「条例」）
所在地 （位置図 別紙）	伊那市高遠町勝間236番地2
設置年月	昭和62年 4 月（築38年）
建物概要 （平面図 別紙）	鉄筋コンクリート造り 2 階建て 敷地面積1,848㎡、建築面積298㎡
主な改修履歴	なし
施設概要	艇庫

5 調査の対話内容

本調査の対話内容として、以下の内容を予定（想定）しています。各項目についてご意見をお聞かせください。

(1) 事業内容

- 1) SUP 等の所有舟艇外のアクティビティの導入効果
- 2) 料金設定

(2) 事業実施条件

- 1) 想定している事業スケジュール、期間、営業時間

- 2) 想定している事業収益、管理運営費、事業収入等
- (3) 周辺地域との連携、貢献等の考え方
- (4) 取り組みにあたっての課題
- (5) その他、事業全般に関する意見等
 - 1) 官民の費用負担割合、役割分担
 - 2) その他

6 調査条件等

(1) 全般

以下の資料等を参考にしてください。

(資料2) B&G 高遠海洋センター施設の概要、運営状況

(2) 費用

1) 当施設の管理運営にあたり、支払い、収入先は下記のとおり想定しております。

指定管理料の支払い	なし
使用料又は利用料金の収入先	指定管理者（利用料金制度）
利益還元金や施設貸付料等、市への支払い	なし

(3) その他

1) B&G 高遠海洋センターの魅力をより向上させる事業アイデアや事業スキームなどありましたら、ご自由にご提案ください。

7 調査の参加者

(1) 応募対象者

- 1) B&G 高遠海洋センターの運営主体となり得る民間事業者で、法人又は法人のグループとします。
- 2) グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を1社選定してください。

(2) 参加除外要件

次のいずれかに該当する場合は、本調査の応募対象者として認めません。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- 3) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続に入っている法人
- 4) 法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人
- 5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等の統制下にある者
- 6) その他、本調査に参加することが適当でないと伊那市が認める者

8 調査の実施手順

(1) スケジュール

次のスケジュールで実施します。

事項	時期
調査実施要領の公表	令和7年7月31日（木）
質問受付	令和7年7月31日（木）から 令和7年8月19日（火）午後5時まで
事前説明会・現地見学会参加申込受付	令和7年7月31日（木）から 令和7年8月20日（水）午後5時まで
質問回答期限	令和7年8月27日（水）午後5時
事前説明会・現地見学会 （日程調整のうえ、個別対応）	令和7年9月3日（水）から 令和7年9月5日（金）
調査（個別対話）参加申込受付	令和7年8月27日（水）から 令和7年9月4日（木）午後5時まで
調査（個別対話）の実施 （日程調整の上、実施）	令和7年9月24日（水）から9月26日（金） ※参加状況により日程が変更となる場合があります。
調査結果（概要）の公表	令和7年10月（予定）

(2) 調査実施要領の公表

伊那市のホームページで公表し、調査への参加希望者を募集します。

(3) 質問の受付及び回答

- 1) 調査に関する質問は、「【別紙1】質問シート」に必要事項を記入し、「12 参加申込先・問い合わせ先」のE-mail宛に電子メールにて送付してください。
- 2) 提出の際の電子メールの件名は【B&G 高遠海洋センター調査 質問】としてください。
- 3) 受け付けた質問に対する回答は、市のホームページで公表します。
- 4) 受け付けた質問に対する回答は個別には行いません。
- 5) 質問者の名称等は公表しません。
- 6) 実施要領に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。

(4) 事前説明会・現地見学会

調査参加希望者向けに、事前説明会・現地見学会を個別に開催します。参加を希望される場合は、期日までに「【別紙2】事前説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールにより参加申し込みをしてください。提出の際のメールの件名は【B&G 高遠海洋センター説明会参加申込】としてください。詳細な日程等については、個別に調整させていただきます。

なお、事前説明会・現地見学会への参加は、調査（個別対話）への参加の条件ではありません。（事前説明会・現地見学会に参加されない場合でも調査（個別対話）への参加申し込みは可能です。）

- 1) 開催日等：令和7年9月3日（水）～令和7年9月5日（金）の間で1時間程度

- 2) 場 所：伊那市高遠町総合福祉センター（伊那市高遠町西高遠 1644 番地）
3) 受付期間：令和 7 年 7 月 31 日（木）から令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時まで
4) 参加方法

- ・ 説明会の参加人数は 1 団体 3 名以内としてください。
- ・ 会議室での説明後、公園内での現地見学会を予定しています。
- ・ 会場で本実施要領等の資料配布は予定していません。必要に応じて持参してください。

(5) 調査（個別対話）への参加申し込み

- 1) 調査（個別対話）参加を希望する場合は、期日までに「【別紙 3】調査（個別対話）参加申込書」に必要事項を記入し「12 参加申込先・問い合わせ先」の E-mail 宛に電子メールにて送付してください。
- 2) 提出の際のメールの件名は【B&G 高遠海洋センター調査（個別対話）参加申込】としてください。
- 3) 受付期間：令和 7 年 8 月 27 日（水）から令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 5 時まで

(6) 調査（個別対話）の実施

1) 実施概要

調査（個別対話）参加申込者と下記のとおり調査（個別対話）を実施します。

- ・ 予 定 日：令和 7 年 9 月 24 日（水）から令和 7 年 9 月 26 日（金）
 - ・ 場 所：伊那市高遠町総合福祉センター 会議室
 - ・ 所要時間：30 分～1 時間程度
 - ・ 参加人数：1 団体 5 名以内
- ※参加申し込み状況により日程及び場所等が変更になる可能性があります。
- ※詳細な日程及び場所等については、参加申込締め切り後、個別に調整させていただきます。

2) 実施方法

調査参加者から内容についてご説明いただき、その内容について意見交換を行います。

3) 留意事項

提案書や説明資料等は必須ではありませんが、調査参加者が必要と考える場合は、事前に 6 部送付してください。【別紙 4】意見整理票をお使いいただいても構いません。

9 調査結果の取扱い

今回の調査に際し、ノウハウ等の流出を懸念する調査参加者に配慮して、調査参加者の名称、提案書等は原則として非公開・非公表とします。公表する際は、必要に応じて調査参加者に内容を確認させていただきます。

10 実施結果の公表

- (1) 調査結果については、市のホームページ等で概要を公表する予定です。
- (2) 調査参加者の名称及び企業ノウハウに係る内容は公表しません。
- (3) 公表にあたっては、事前に調査参加者に内容の確認を行います。
- (4) ただし、「伊那市情報公開条例（平成 18 年 3 月 31 日 伊那市条例第 17 号）」その他関連法令

の規定に基づき、公開の対象となることがあります。

11 留意事項

(1) 調査及び調査（対話）内容の取扱いについて

1) 調査（対話）内容は、事業発案時における簡易的な調査とし、今後の検討の際の参考とするものです。また、双方の発言とも、あくまでも調査時点での想定のものとし、事業化及び公募の実施等について何ら約束するものではありません。

2) 調査結果は本調査の目的以外に使用しません。

(2) 調査に関する費用の負担について

調査参加に要する費用は調査参加者の負担とします。

(3) 著作権について

伊那市が提示する資料の著作権は伊那市に帰属し、提案事業者の提出する書類、電子媒体等の著作権は、それぞれの提案事業者に帰属します。

(4) 追加対話等への協力

必要に応じて対話実施後に追加対話（文書照会含む）等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

(5) 本調査についてご不明点がありましたら「12 参加申込先・問い合わせ先」までお問い合わせください。

12 参加申込先・問い合わせ先

担 当：伊那市 教育委員会 生涯学習課 高遠教育振興係

住 所：〒396-0211 長野県伊那市高遠町西高遠 1644 番地

電 話：0265-94-2557（直通） F A X：0265-96-7807

E-mail：t-kys@inacity.jp

対応時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで（正午～午後1時は除く）